

マルチマルチクレーム制限について

特許庁審査第一部調整課
審査基準室



1 制限の概要（特許）

2 制限後の審査の運用（特許）

3 制限の概要（実用新案）

4 制限への対応について

5 検出ツールの提供

1. 制限の概要（特許）

制限の趣旨

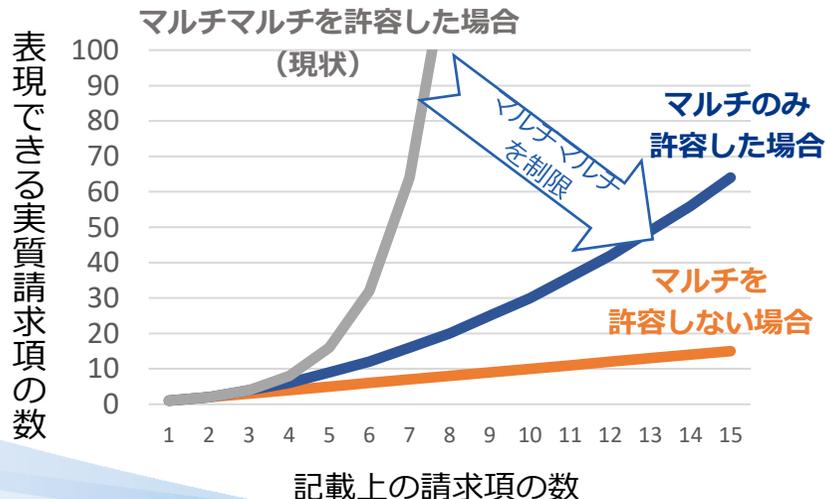
- マルチマルチクレーム（注）は、日米欧中韓の主要庁のうち、日本・欧州は認めているものの、日本から多くの出願がされている米国・中国・韓国においては制限されている。
- マルチマルチクレームについては、一の請求項を把握するにあたって、その請求項が引用する全ての各請求項の記載を組み合わせて把握することが必要であるなど、第三者による監視や審査処理において過度な負担を生じさせる要因である。



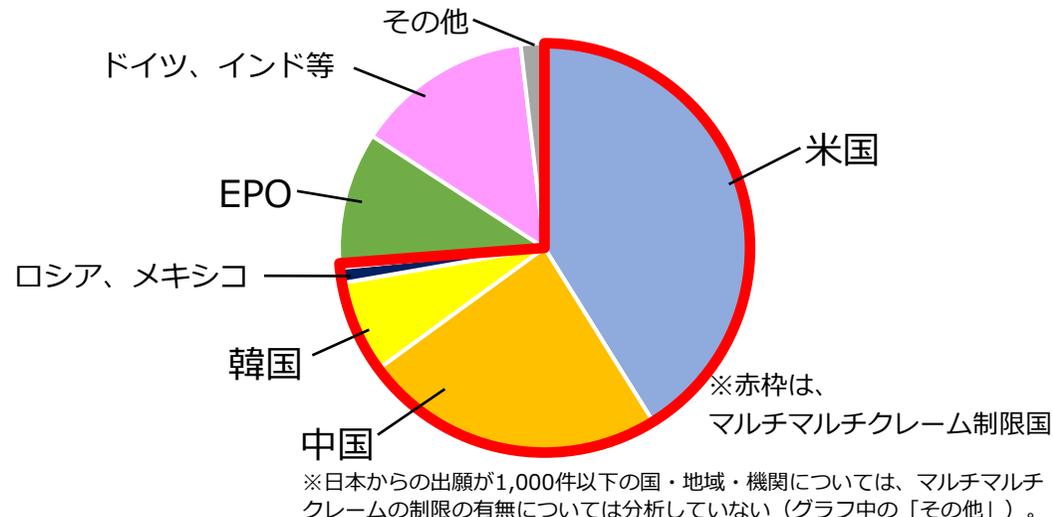
- 産業構造審議会基本問題小委員会での議論を踏まえ、国際調和並びに審査負担及び第三者の監視負担の軽減の観点から、マルチマルチクレームの制限を導入する。

（注）マルチマルチクレームとは、マルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）を引用するマルチクレームのこと。

表現できる実質請求項の数（理論値）



日本からの海外出願先の割合（2019）



制限の概要（特許） 1

- マルチマルチクレームについては、特許法第36条第6項第4号が委任する特許法施行規則第 24条の3に新たに第5号を設けて制限する。
- 特許法施行規則第24条の3 第5号に違反する場合には、特許法第36条第6項第4号（委任省令要件）違反の拒絶理由となる。ただし、異議理由・無効理由ではない。

特許法第三十六条第六項

- 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

特許法施行規則

- 第二十四条の三 特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
 - 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
 - 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
 - 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。
 - 五 **他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。**

※マルチマルチクレーム制限は、**省令改正の施行後（施行日：令和4年4月1日）にする特許出願に適用される。**

- ・ 施行前にした特許出願を施行後に分割出願とする場合等、出願日が施行日前に遡及するものについては、マルチマルチクレーム制限は適用されない。
- ・ 国際出願日が施行前である国際出願を、施行後に日本に国内移行する場合についても適用されない。

制限の概要（特許） 2

制限の対象

マルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）を記載するにあたっては、引用される請求項がマルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）であってはならない。

委任省令要件違反となる類型（★を付した請求項）については、以下のとおり。

【例 1】

- | | |
|--------|---|
| 請求項 1 | Aを備える装置。 |
| 請求項 2 | さらにBを備える請求項 1 に記載の装置。 |
| 請求項 3 | さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。（←マルチクレーム） |
| ★請求項 4 | さらにDを備える請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム） |
| 請求項 5 | 前記Dはd 1である請求項 4 に記載の装置。 |
| 請求項 6 | 前記Dはd 2である請求項 4 に記載の装置。 |
| ★請求項 7 | さらにEを備える請求項 5 又は 6 に記載の装置。（←マルチマルチクレーム） |

請求項 4 は、マルチクレームである請求項 3 を引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。
請求項 7 は、マルチクレームである請求項 4 を、間接的に引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。

【例 2】

- | | |
|--------|---|
| 請求項 1 | Aを備える装置。 |
| 請求項 2 | さらにBを備える請求項 1 記載の装置。 |
| 請求項 3 | さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。（←マルチクレーム） |
| ★請求項 4 | コンピュータを請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の装置として機能させるプログラム。
（↑マルチマルチクレーム） |

請求項 4 は、マルチクレームである請求項 3 を引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。

制限の概要（特許） 3

制限の対象

一方、2以上の請求項を引用する請求項であっても、2以上の請求項を択一的に引用するものでなければ、委任省令要件違反とはならない（以下の例で☆を付したもの）。

【例1】

- | | |
|--------|--|
| 請求項 1 | 特定構造のネジ山を有するボルト。 |
| 請求項 2 | アルミニウム合金からなる請求項 1 記載のボルト。 |
| 請求項 3 | さらにフランジ部を有する請求項1又は2に記載のボルト。（←マルチクレーム） |
| 請求項 4 | 特定構造のネジ溝を有するナット。 |
| 請求項 5 | アルミニウム合金からなる請求項4記載のナット。 |
| 請求項 6 | さらにフランジ部を有する請求項4又は5記載のナット。（←マルチクレーム） |
| ☆請求項 7 | 請求項 3 記載のボルト及び請求項 6 記載のナットからなる連結装置。 |
| ★請求項 8 | 請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載のボルト及び請求項 4 - 6 のいずれか 1 項に記載のナットからなる連結装置。（←マルチマルチクレーム） |

請求項 7（☆印）は、マルチクレームである請求項 3 及び 6 を引用するものの、これらを択一的に引用するものでないため、委任省令要件違反とはならない。

一方、請求項 8（★印）は、マルチクレームである請求項 3 及び 6 を、それぞれ択一的に引用するものであるため、委任省令要件違反となる。

2. 制限後の審査の運用

制限に違反した場合の審査について 1（審査対象について）

- 特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項に係る発明については、特許法第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号（マルチマルチクレームに係る委任省令要件）以外の要件についての審査対象としない。

2.2 特許法施行規則第24条の3第5号の違反について

審査官は、特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項に係る発明及び同請求項を引用する請求項に係る発明については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。

(説明)

特許法施行規則第24条の3第5号は、審査負担の軽減を目的の一つとして、請求項の記載形式を制限するものとして設けられたものである。同条第5号に違反する請求項に係る発明について第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象とすることは、特許法施行規則第24条の3第5号が設けられた趣旨に反することになるだけでなく、適切な請求項の記載形式によりした出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなる。

よって、同条第5号に違反する請求項に係る発明については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。

また、同条第5号に違反しない請求項であっても、同条第5号に違反する請求項を引用する請求項（例えば、同条第5号に違反する請求項を引用する単項引用形式請求項）については、同条第5号に違反する請求項の記載を引用して請求項を記載するものであるから、当該請求項に係る発明についても、上記と同様の理由により第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。

(改訂特許・実用新案審査基準 第II部 第2章 第5節 より抜粋)

※**PCT出願の国際段階**については、従前のとおり、マルチマルチクレームについても**国際調査や国際予備審査の対象とする。**

制限に違反した場合の審査について 2（審査対象について）

- また、特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項を引用する請求項に係る発明についても、特許法第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号（マルチマルチクレームに係る委任省令要件）以外の要件についての審査対象としない。

マルチマルチクレームを引用する請求項の例（“▲”を付した下記請求項5及び6）

下記請求項5及び6は、請求項4のみを引用するものであるので委任省令要件違反ではないが、マルチマルチクレームである請求項4を引用するものであるので、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない。

【例1（スライド5の事例）における審査対象】

マルチマルチクレーム（“★”）及びマルチマルチクレームを引用する請求項（“▲”）は、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象とはならない。

- 請求項1 Aを備える装置。
- 請求項2 さらにBを備える請求項1に記載の装置。
- 請求項3 さらにCを備える請求項1又は2に記載の装置。（←マルチクレーム）
- ★請求項4 さらにDを備える請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）
- ▲請求項5 前記Dはd1である請求項4に記載の装置。（←マルチマルチクレームを引用）
- ▲請求項6 前記Dはd2である請求項4に記載の装置。（←マルチマルチクレームを引用）
- ★請求項7 さらにEを含む請求項5又は6に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）

制限に違反した場合の審査について 3（発明の単一性の判断について）

- マルチマルチクレーム違反により、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない請求項については、発明の単一性の判断の際の対象から除かれる。
- したがって、マルチマルチクレーム違反により委任省令要件以外の要件についての審査対象としない請求項以外の特許請求の範囲について、発明の単一性を判断する。

発明の単一性判断についての審査対象の決定の例

下記例においては、請求項4はマルチマルチクレームであるので、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象とならない。第37条に基づく審査対象の決定については、請求項4を除いた請求項1～3に対して行う。

請求項1 Aを備える装置。

請求項2 さらにBを備える請求項1に記載の装置。

請求項3 さらにCを備える請求項1又は2に記載の装置。（←マルチクレーム）

★請求項4 さらにDを備える請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）

制限の違反を解消する補正がされた場合の審査について

- マルチマルチクレーム違反を解消する補正がされて、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査することが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知については、当該拒絶理由は、補正により生じたものであるから、最後の拒絶理由通知とする。

3. 制限の概要（実用新案）

制限の概要（実用新案）

- ▶ 実用新案登録出願についても、実用新案法第5条第6項第4号が委任する実用新案法施行規則第4条に新たに第5号を設けて、マルチマルチクレームを制限する。
- ▶ 実用新案法施行規則第4条第5号に違反する場合には、実用新案法第6条の2に規定する基礎的要件を満たさないものとして、補正命令の対象となる。

実用新案法第5条第6項

- 6 第二項の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること

実用新案法施行規則第4条

- 第4条 実用新案法第五条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
 - 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
 - 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
 - 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。
 - 五 **他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。**

※マルチマルチクレーム制限は、**省令改正の施行後（施行日：令和4年4月1日）にする実用新案登録出願に適用される。**

- ・ 施行前にした実用新案登録出願を施行後に分割出願とする場合等、出願日が施行日前に遡及するものについては、マルチマルチクレーム制限は適用されない。
- ・ 国際出願日が施行前である国際出願を、施行後に日本に国内移行する場合についても適用されない。

4. 制限への対応について

制限への対応について 1 (クレームの記載)

- 請求の範囲については、必要な権利範囲・内容等の特許戦略や技術分野の特徴に応じて記載される
ところ、マルチマルチクレーム制限への対応についても、案件に応じた対応が必要となる。
- マルチマルチクレーム制限国 (米国、中国、韓国) への出願においては、従前から下記対応例 1 又
は対応例 2 のような記載が見られる。

従来のマルチマルチクレーム (★印) の例

- 請求項 1 Aを備える装置。(A)
- 請求項 2 さらにBを備える請求項 1 に記載の装置。(A+B)
- 請求項 3 さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。(A+C、A+B+C) (←マルチクレーム)
- ★請求項 4 さらにDを備える請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の装置。(A+D、A+B+D、A+C+D、A+B+C+D)
(↑マルチマルチクレーム)

対応例 1 (発明の数を維持して請求項を分けて記載する例)



- 請求項 1 Aを備える装置。(A)
- 請求項 2 さらにBを備える請求項 1 に記載の装置。(A+B)
- 請求項 3 さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。(A+C、A+B+C) (←マルチクレーム)
- 請求項 4 さらにDを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。(A+D、A+B+D) (←マルチクレーム)
- 請求項 5 さらにDを備える請求項 3 に記載の装置。(A+C+D、A+B+C+D)

対応例 2 (必要な発明に絞って引用する請求項数を減らす例)

- 請求項 1 Aを備える装置。(A)
- 請求項 2 さらにBを備える請求項 1 に記載の装置。(A+B)
- 請求項 3 さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。(A+C、A+B+C) (←マルチクレーム)
- 請求項 4 さらにDを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。(A+D、A+B+D) (←マルチクレーム)

制限への対応について 2 (明細書記載の留意点)

- ▶ 前スライドの対応例 2 は、サンプルチェックの結果、マルチマルチ制限国への実際の出願に多く見られた例であるが、この形式で出願する際の明細書作成の留意点は以下のとおり。
 - ❑ 拒絶理由通知への応答において、出願時の請求の範囲に記載のない発明を、請求の範囲に追加する補正の可能性がある場合、当該補正を見据えて、発明の詳細な説明において、必要な発明を記載しておくことが望ましい。
 - ❑ マルチマルチクレームを許容している国に優先権を主張して出願し、請求の範囲にマルチマルチクレームを記載することを予定している場合、優先権主張の効果を享受できるように、発明の詳細な説明において、必要な発明を記載しておくことが望ましい。

対応例 2 (必要な発明に絞って引用する請求項数を減らす例) (前スライドの再掲)

請求項 1	A を備える装置。 (A)		
請求項 2	さらに B を備える請求項 1 に記載の装置。 (A+B)		
請求項 3	さらに C を備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。 (A+C、 A+B+C)	(←マルチクレーム)	
請求項 4	さらに D を備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。 (A+D、 A+B+D)	(←マルチクレーム)	

制限への対応について 3（クレーム記載の留意点）

- 一の請求項に複数の発明を記載する際に、他の請求項の記載を引用せずに「又は」を多用すること等により発明を選択肢で表現すると、簡潔性要件等に違反する場合がある。

<簡潔性要件（特許法第36条第6項第3号）について>

請求項の記載は、新規性、進歩性等の判断対象である請求項に係る発明が認定でき、特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての使命を果たすものでなければならない。したがって、請求項の記載は、明確性要件を満たすものであることに加え、第三者がより理解しやすいように簡潔な記載であることが適切である。こうした趣旨から、同号は簡潔性要件について規定している。

請求の範囲の記載が簡潔性要件を満たさない場合の例として、以下の類型（1）及び（2）が挙げられる。

- （1）請求項に同一内容の事項が重複して記載され、記載が必要以上に冗長すぎる場合
（以下、略）

（特許・実用新案審査基準 第II部 第2章 第4節 簡潔性要件より抜粋）

5. 検出ツールの提供

検出ツールの提供について

- マルチマルチクレーム検出ツールを下記特許庁HPからダウンロード可能。
(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>)
- チェック対象を左欄①に入力して実行することで、マルチマルチクレーム（黄色ハイライト）と、同請求項を引用する請求項（水色ハイライト）の検出結果が右欄②に表示される。
- 本ツールは、外部と通信することなく動作するため、特許庁HPからダウンロード後に、オフライン環境で（インターネット接続せずに）出願前の未公開案件の確認に利用することができる。
- 請求の範囲における様々な表現を想定して本ツールを作成しているものの、一部のマルチマルチクレームは検出できない又は誤検出する点がある場合がある点、ご注意ください。

※一部のマルチマルチクレームは検出できない又は誤検出する場合があります。
※本ツールは外部と通信することなく動作するため、オフライン環境で利用することが可能です。

① **簡易マルチマルチクレームチェッカー**

請求項入力

【請求項 1】 特定構造のボールベアリング。
【請求項 2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。
【請求項 3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。
【請求項 4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。
【請求項 5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

実行

クリア

結果

マルチマルチクレームとして検出された請求項：請求項4
上記の請求項以外でマルチマルチクレームを引用する請求項：請求項5

【請求項 1】 特定構造のボールベアリング。
【請求項 2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。
【請求項 3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。
【請求項 4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。
【請求項 5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

マルチマルチクレームの制限に関する情報

- マルチマルチクレーム検出ツールの提供の他、マルチマルチクレームの制限の関連情報は、以下の特許庁HPにまとめて掲載していますので、ご参照ください。

特許庁HP「マルチマルチクレームの制限について」

(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>)

※今後、マルチマルチクレーム検出ツールのアップデートやマルチマルチクレームの審査に関連する資料の追加等があれば、上記特許庁HPで随時お知らせする予定です。